

平成 28 年 2 月 12 日

お客様各位

ライフティ株式会社

個人番号（マイナンバー）記載書類のご提出について

いつもライフティをご利用いただきありがとうございます。

マイナンバー制度（※）開始に伴い、お客様の本人確認書類および収入証明書類などに、個人番号（マイナンバー）が記載される場合がございます。弊社では「個人番号カード」「通知カード」ともに、本人確認書類としてお取り扱いしておりません。

また、収入証明書類等に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合がございます。これらの写しをご提出いただく際は、個人番号（マイナンバー）が記載されている箇所を見えないよう加工してご提出いただきますようお願いいたします。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」
（平成 28 年 1 月 1 日施行）

お客様相談窓口 0570-200-910 受付時間：月曜～金曜 9：30～18：00 土日・祝日・年末年始は除きます。